

平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会

速 記 録

平成24年9月26日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前9時59分開会)

小川環境都市づくり課長 御出席予定の委員の先生方、おそろいでございます。定刻でございます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員23名のうち、12名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。それでは、平成24年度第5回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がおりますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とさせていただきます。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。よろしくをお願いします。

ただいまから平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会を開催します。

本日は、会議次第にありますように、答申1件に係る審議を行った後に、諮問2件と報告1件、また受理報告を受けることにいたします。

それでは、まず「環境影響評価法の改正に伴う対応について」の審議を行いたいと思います。

この事案につきましては、6月に諮問を受けて、法律担当の委員に論点整理をお願いしました。そして、7月の総会でその内容を審議いただきました。本日は、7月に審議した内容に加えまして、事後調査に係る点についても検討すべきところがあるということで、まず、その点について事務局から説明を受けた後に審議に入ることにいたします。よろしくをお願いいたします。どうぞ。

小川環境都市づくり課長 それでは、お手元の審議会資料1ページでございます。横書きになっております資料1-1をごらんください。今回の法改正に合わせまして、法と条例の事後調査の取り扱いについて、環境省から通知がございました。それに伴いまして条例の規定の整備をするということで検討していただくものでございます。

横書きの一番左の欄ですけれども、環境省通知ということで「環境影響評価法の一部を改正する法律により新設された手続に関する条例における取扱いについて」、こういうものがございます。

1ページおめくりいただきまして、3ページに参考資料2としてその通知文がございます。表裏になってございます。御参考いただければと思います。

左から2段目のところになります。法改正に合わせて、法制度と条例制度の関係性について、これにより整理がなされました。当該通知の中で、事後調査の取扱いについて、法に基づく事後調査手続とは別に条例に基づく事後調査手続を課すことは可能との見解が示されてございます。

中段ですけれども、現行条例では、法に基づく事後調査がなされる場合には、都の事後調査報告を行わない規定になっているが、両方行えるような規定に整備をするということで、今回御検討いただくものでございます。

概説については、一番右側のところがございます。読ませていただきます。「法に基づく事後調査は、回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして環境省令に定めるもののみを対象としているが、従前、都条例では、法に基づく事後調査を実施する場合には都の条例に基づく事後調査を行わなくていい規定となっていた。

このため、法に基づく環境保全措置・事後調査の報告手続と条例に基づく事後調査手続は、その調査内容、報告制度の趣旨に差異があるにも関わらず、法対象事業について条例事後調査が適用されないことになっていた。

今回の法改正にあたり、環境省は事後調査についても、地域的・社会的特性に鑑み、自治体が独自の事後調査手続を法対象事業者に行わせることは可能との見解を示しているため、法対象事業者が条例事後調査手続も実施可能なように条例を改正する。」というものでございます。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等ございましたら、どうぞ。どうぞ。

中杉委員 今、御説明いただいた最後のところなのですが、実施可能とするように条例を改正するということであると、実施をしてもよいという形になるのか、実施しなければいけないという意味合いになるのか、そこら辺が少し明確でないように思うのですが、事業者としては、条例の対象の事後調査というのは、やらなくてもいいというふうに解釈するのですか。

小川環境都市づくり課長 今回の規定の整備におきましては、都の条例においても事後調査を実施していただくというような規定の整備をしたいと考えておるところです。法の事後調査もやっていただき、都の条例もやっていただく。

中杉委員 事後調査を求めることを可能にしようということでもいいのですね。このまま読むと、やってもいいよというふうに読めるので、そこら辺、確認したかったのです。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。あとは、現状やっているような方法で、実績としてありますので、それを継いでいくと、こういう発想、考え方でよろしいわけですね。どうぞ。

山本第二部会長 趣旨は十分わかりましたので、ちょっとお伺いしたい。中杉先生と関連するのですけれども、法アセスのほうで、準備書の段階でも事後調査しないとなくなったとき、今度は条例やアセスのほうで事後調査をしてくださいという、多分、答申みたいなものが出て、事業者になんか伝わったときに、内容によっては、事業者の回答として、これは事後調査を行う必要は全くないという回答で、評価書のところでやりませんというふうになってきても、それは構わないのか、あるいは答申どおりそれはやってくださいということであるので、義務としてやらなければならないということになるのか、その辺の自由度はどうなるのでしょうか。

小川環境都市づくり課長 現状の条文の規定では、環境影響評価法に基づく事後調査の取り扱いについて、事業者が予測の不確実性がないものとして事後調査を行わないというふうに整理をしていただいたものについては、そのまま条例の適用を受けて、現に条例として事後調査の報告を出していただいております。これが逆に法のほうで1項目でもやりますということになると、条例のほうで出てこなくなってしまうという規定になってしまうので、それがうまくないということで、今回、そこもできるようにするというのが改正の趣旨でございます。

現に法のほうでやらないものについては都の条例に係るというのは、これまでの規定どおりなのです。ですので、逆に厳密に公表・報告制度というのができまして、法のほうで1項目でもやるということになってしまうと、条例のほうで全く受け付けられないという、条文の構造上、そういうふうになっているので、そこはうまくないので、条例のほうでもちゃんと受けられるような形として整理をしたいというものでございます。

山本第二部会長 私、ちょっと勘違いしていたかもしれないのですけれども、法アセスのほうで事後調査は不要と書かれた場合に、それがこの審議会に来たときに、これは事後調査、

例えば、10年間にわたってやってくださいよという答申を書くことは可能なですね。

小川環境都市づくり課長 書いていただかなくても出てくる仕組みに今はなっています。

山本第二部会長 そうすると、やらなければならないということになるわけですね。

小川環境都市づくり課長 はい。

山本第二部会長 わかりました。

小島審議会会長 要するに、法アセスのほうで1項目でも向こうの評価をやってしまうと、こちらができない仕組みになっていたのを、そこのところを整理して、できる仕組みにしたというのが今回のみそであると、重点であると、こういう考え方でよろしいわけですね。

小川環境都市づくり課長 今、会長から御説明があったとおりの趣旨でございます。

小島審議会会長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかに意見がないようですので、この点についても答申に加えたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます、答申文については、会長の私に一任していただいておりますので、7月に審議した内容に加えまして、ただいまの事後調査の対応も含めた答申案を事務局から説明してください。よろしくをお願いします。

小川環境都市づくり課長 7月に御検討いただきました資料につきましては、本日の審議会資料の2ページに参考資料1として載せてございます。

答申案につきましては、5ページをごらんください。資料1-2でございます。

「環境影響評価法改正に伴う対応について」(答申)

- 平成25年4月施行に係る対応 -

答申に至る経緯

東京都の環境影響評価制度は、大規模な開発事業等が行われるに際し、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、環境の保全について適切な配慮が行われることにより、都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする制度である。都では、昭和55年に東京都環境影響評価条例(以下、条例という。)を制定して以降、平成14年の条例改正において、計画段階環境影響評価制度(以下、条例計画アセスという。)を導入し運用している。

一方、国においては、環境影響評価法(以下、法という。)の施行から10年が経過し、社

会状況の変化や法の施行を通じて明らかになった課題、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進等に対応するため、平成23年4月22日、第177回通常国会において「環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）」が可決・成立し、同月27日に公布された。この中で、事業段階よりも早い段階での環境影響評価手続の実施を求める計画段階環境影響評価制度の手続が新設され、平成25年4月1日から施行されることとなっている。

都においては、今回の法改正において導入された、法に基づく計画段階環境影響評価手続（以下、法計画アセス）への対応等について、平成24年6月29日に本審議会に諮問されたところである。

本審議会においては、諮問以降、法改正の内容及び都条例に基づく環境影響評価制度との関係等について論点を整理しつつ、審議を行った結果、以下の3点について答申としてとりまとめた。

審議の経過につきましては、7ページの付表のとおりでございます。

6ページをごらんください。

第一 計画段階環境配慮書に対する知事意見書の作成について

- 1 今回の法改正により新設された計画段階環境配慮書手続は、事業者が方法書手続より早い段階で、事業者計画について複数案を検討し、計画段階環境配慮書を作成するものであり、作成した場合には、関係行政機関及び一般から意見を募集することを努めるものと定められている。
- 2 従って、都条例において、事業者から配慮書について知事の意見を求められた場合に、環境保全の見地からの適切な知事意見を作成・送付できるよう規定を整備するべきである。

第二 法対象事業に係る条例の適用について

- 1 法に定める第二種事業は、法計画アセス手続の実施が、事業者の任意によるものと定められた。都条例においては、法対象事業については、手続を適用しないため、法第二種規模の事業については、法第二種規模未満の条例対象事業との間で制度上の不整合が生じる場合が想定される。
- 2 従って、法に基づく計画アセス手続が行われない事業について、都条例と整合が図られるよう規定を整備すべきである。
- 3 また、今回の法改正により、次の「従来、」は削除いただきますようお願いいたします。

環境影響評価書に記載された環境保全措置の実施について、その結果を報告・公表することが義務付けられ、この手続に関する条例における取扱について、環境省から見解が示された。

- 4 従って、法に基づく環境保全措置等の報告手続と条例に基づく事後調査報告手続について、制度上の整合を図るため必要な規定を整備すべきである。

第三 他法令の施行等に係る対応

- 1 地域主権改革の進展に伴い、都市計画決定権が区市に移譲されていることから、環境影響評価制度においても、対象事業について定められる都市計画案の東京都都市計画審議会への付議と合わせて環境影響評価書を送付する規定について、必要な規定を整備すべきである。
- 2 その他、他法令の改正に伴い対応が必要な箇所について、適切に制度運用が図られるよう、必要な規定の整備をすべきである。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

今、答申文につきまして、全文読んでいただきましたが、これに関しまして、何か御意見、御質問等ありましたら、どうぞ。特に法律に詳しい委員の方々、何かコメントございませんか。よろしゅうございますか。

(「特にありません」と声あり)

小島審議会会長 それでは、特に御意見ないようでございますので、本審議会の答申は、今、読んでいただいたものしたいと思いますのですが、よろしゅうございますか。その前に、1つ、点を抜かすという訂正がございましたね。それを訂正した上で、本審議会の答申したいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

小島審議会会長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。
事務局で答申案のかがみを配ってください。

(「かがみ」を配付)

小島審議会会長 よろしゅうございますか。それでは、答申書を読み上げてください。

小川環境都市づくり課長 「24東環審第16号。平成24年9月26日。東京都知事石原慎太郎殿。東京都環境影響評価審議会、申しわけございません。審議会の審が間違っております。会長小島圭二。『環境影響評価法改正に伴う対応について』 - 平成25年4月施行に係る対応 - 。

平成24年6月29日付24環都環第142号(諮問第397号)で諮問があったことについて、別紙のとおり答申する。」

答申案文としては、別紙として後ろに添付されてございます。

なお、先ほど削除していただきました「従来の、」は削除したものと添付されてございます。よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのとおり、知事に答申することといたします。

何かございますか。「従来、」を取るのですか。

小川環境都市づくり課長 「従来、」です。

小島審議会会長 点だけだと思って、さっきは失礼しました。丸ごと「従来、」を取るそうですので、御確認ください。

それでは、その辺、訂正の上、よろしくお願いいたします。これはもう訂正してあるのですね。

それでは、次の諮問に入りたいと思います。諮問案件の「(1)『渋谷駅街区開発事業』環境影響評価書案」、これは資料2でございませうか。よろしくお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 審議会資料8ページをごらんください。資料2でございませう。

「24環都環第288号。東京都環境影響評価審議会。東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。平成24年9月26日。東京都知事石原慎太郎。記。諮問第399号『渋谷駅街区開発事業』環境影響評価書案」でございませう。よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、ただいまの案件につきましては、第一部に付託させていただきたいと思ひます。第一部の皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明させていただきます。お手元にグリーンの冊子がございませう。「渋谷駅街区開発事業環境影響評価書案」というものでございませう。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思ひます。事業者の名称等でございます。事業者は3者ございませうして、東京急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社の3者でございます。

対象事業の種類でございますけれども、高層建築物の新築となっております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思ひます。対象事業の内容と概略でございませう。

す。本事業は、渋谷区渋谷2丁目及び道玄坂1丁目、2丁目に位置する事業区域面積約1.53ヘクタールにおいて、事務所、店舗を主要用途とする高層建築物を新設するものでございます。

中央にある表は対象事業の概要でございますが、1.53ヘクタール、それから、建築面積が1万4,600平方メートル、述べ床面積が26万2,000平方メートル、最高高さが東棟の130メートル、工事予定期間は平成25年度から39年度ということで、東棟については32年度に供用開始という予定になってございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。計画地の位置図がそこにございます。計画地は渋谷駅の真上、現在、百貨店のあるところでございますが、西側に神宮通り、東側は明治通り、南側に国道246というような状況でございます。御存じのとおり、中高層の事務所ビル、商業ビルが建ち並んでいる繁華街となっております。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。施設配置図がそこにございます。建築物の概要は、お隣の12ページにも載っております。御参考いただければと思います。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。予定施設の断面図がそこにございます。東棟が一番高く、西棟、中央棟という順番の高さになってございます。

15ページには完成予想図がございます。

続きまして、27ページをお開きいただきたいと思います。施工計画がそこにございます。工事工程でございますが、先ほど申しましたが、工事期間は東棟が平成25年度から31年度の約74カ月間、西棟、中央棟については、平成36年度から平成39年度の約42カ月間となっております。工事の工程は下の表に示してございます。

続きまして、44ページをお開きいただきたいと思います。表は、環境影響要因と環境影響評価の項目となっております。計画地は、東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する特定の地域でございまして、規則第54条に定める環境影響評価項目から、大気汚染、騒音・振動などの6項目を選択してございます。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、諮問案件(2)について、事務局から提案をよろしく申し上げます。

小川環境都市づくり課長 それでは、審議会資料の9ページ、資料3でございます。

「24環都環第289号。東京都環境影響評価審議会。東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。平成24年9月26日。東京都知事石原慎太郎。記。諮問第400号『浜松町駅西口周辺開発計画』環境影響評価書案」

よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 どうもありがとうございます。

ただいまの案件につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の皆さん、よろしくお願います。

諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。お手元のピンク色の冊子ですね、「浜松町駅西口周辺開発計画環境影響評価書案」をお取りいただきたいと思います。

1ページをごらんいただきたいと思います。事業者の名称でございますが、A、Bと街区が分かれてございまして、A街区が株式会社世界貿易センタービルディング、東京モノレール株式会社、東日本旅客鉄道株式会社でございます。B街区が国際興業株式会社となっております。

代表する事業者でございますが、株式会社世界貿易センタービルディングとなっております。

対象事業でございますが、高層建築物の新築となっております。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。対象事業の内容と概略でございます。本事業は、浜松町西口にございます2つの街区、計画敷地2.88ヘクタールに高層建築物の建てかえと新設を行うものでございます。

そこに表がございまして、事業の概略を示してございます。建築面積が2万4,900平方メートル、延べ床面積が39万平方メートル、最高高さ200メートル、駐車場972台、使用用途としては、バスターミナル、タクシールール、事務所、店舗などとなっております。工事予定期間としては、平成25年度から36年度、約12年間。全体工事の完了が平成36年度となっております。

9ページをお開きいただきたいと思います。計画地の位置図がそこに載っております。計画地ですが、浜松町2丁目でございます。今、貿易センタービルが建っており、それから、モノレールの駅があるところでございます。計画地面積は約2.88ヘクタール、東側はJR浜松町駅、東京モノレール浜松町駅に近接しておりまして、北側に区道、西側にも区道、南側にも区道ということで、それぞれ面してございます。先ほど申しましたとおり、街区が2つに分かれておりまして、東側をA、西側をBという街区に分けて工事を進める予定でございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。事業計画でございます。世界貿

易センタービルの建てかえを含むオフィス、商業施設の機能を含む複合ビルを建設するものでございまして、計画建築物の概要が表にございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。14ページは現況図でございます。北側に貿易センターがございまして、東側にJR浜松町駅がございまして。お隣の15ページですが、施設配置図ということで、A街区にはA-1、A-2、A-3、それから、モノレール棟というものを計画してございます。B街区にはB棟が1棟建つ予定になってございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。施設の断面図がそこにございます。

続きまして、お隣の19ページ、北西側より見た完成予想図と、東側より見た完成予想図が載っております。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。施工計画でございます。工事工程は中段の表にございますけれども、A街区はA-1、A-2、A-3、それから、東京モノレールの4つの工区に分けて、それぞれ工事時期を設定いたしております。B街区には工区の分割はございませんで、36年度完成となっております。

続きまして、50ページをお開きいただきたいと思います。環境影響評価要因と環境影響評価項目との関連表がそこにございます。計画地は、東京都環境影響評価条例第40条の第4項に規定する特定の地域でございまして、規則第54条に定める環境影響評価項目は、大気汚染など、そこに挙げるとおり6項目を選択してございます。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

次に、「『(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業』環境影響評価調査計画書」について、報告をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、報告いたします。「環境影響評価計画書 - (仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業 - 」というブルーの冊子がございます。本件については、平成24年8月10日に文書により審議会に諮問させていただいたものでございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。事業者の名称でございますが、独立行政法人都市再生機構、東日本都市再生本部となっております。

対象事業の種類でございますが、高層建築物の新築でございます。

対象事業の概略でございますが、新宿区四谷1丁目及び本塩町に位置する計画敷地約1.8ヘクタール内に、業務、商業、住宅、教育などからなる複合建築物を計画するものでございます。

対象事業の概要はその表にあるとおりでございますが、工事期間は平成26年度から31年度を予定してございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。計画地位置図でございます。北側に靖国通り、南側に新宿通り、東側に外堀通り、JR四谷駅というような位置に建つものでございます。

航空写真がお隣の5ページに、6ページには現況の図がございますので、参考にさせていただきたいと思います。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。建築計画でございます。その表にあるとおり、敷地面積が1万8,000平方メートル、建築面積1万200平方メートル、延べ床面積14万平方メートル、最高高さ145メートル、階数が地上31階地下3階、鉄骨造の一部鉄筋コンクリート造りとなっております。

お隣の9ページには配置計画図、次の10ページには断面図、11ページには完成予想図を掲載してございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。工事計画でございます。概略の工事工程は表に示すとおりでございます。平成26年度に着工いたしまして、31年度に竣工、全体工事期間は58カ月間を予定してございます。

続きまして、86ページをお開きいただきたいと思います。環境影響評価要因と環境影響評価項目の関連表が87ページにございます。86ページでございますが、選定した項目と、その理由でございますが、大気汚染など12項目、87ページにある項目を選定してございます。

選定理由でございますが、88ページから89ページにございます。

選定しなかった項目とその理由は90ページに掲載してございます。

また、91ページから94ページに予測評価の手法が掲載されてございます。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、受理関係に移りたいと思います。事務局から報告をよろしく願います。

小川環境都市づくり課長 では、審議会資料10ページ、資料4をごらんください。受理関係について御報告いたします。

ただいま説明させていただきました環境影響評価調査計画書が平成24年8月2日受理でございます。

それから、2番、環境影響評価書案、先ほど諮問させていただきました2件、それぞれ平成

24年8月17日、平成24年9月5日に受理してございます。

3番、環境影響評価書、この後、御説明させていただきますが、別紙のとおりということで、2件受理してございます。

それから、4番の事後調査報告につきましては、全部で9件。

それから、変更届につきましては、こちら9件いただいているところでございます。

申しわけございません。事後調査報告については、黒ポチでは7つしかありませんけれども、報告としては9件でございます。失礼いたしました。

受理報告につきましては、担当からそれぞれ説明させていただきます。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の総会資料の12ページをごらんいただきたいと思っております。「成木開発株式会社拡張事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連でございます。これは知事意見書を評価書案に対して付しましたところ、評価書に反映された事項の説明になります。

騒音・振動でございます。意見書の内容として、重機騒音について、規制基準と比較しているが、この理由について説明することということで、反映した内容は、評価書の基準を規制基準に改めて再評価いたしました。

2つ目、発破振動と重機騒音の予測結果は、評価の指標を一部で上回るとしていることから、より詳細に記述することということで、評価書案で示した環境保全措置に加え、低騒音型建設機械の選定などを追記いたしました。

3つ目といたしまして、重機騒音が規制基準を上回っており、環境保全のための措置を検討し、事後調査報告においてその効果を確認することというもので、評価書に反映した内容としては、重機の同時稼働の最小化などを追記いたしました。事後調査の実施についても環境保全措置に追記いたしましたというものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思っております。水質汚濁です。審査意見書の内容でございますが、洪水調整池を設置するとしているが、規模及びその構造を具体的に記述することというものでございまして、雨水排水施設詳細断面図を新たに追加してございます。

それから、素堀側溝に関する施設計画を明らかにすることという2点目でございますが、素堀側溝に関する施設計画を示しましたというものでございます。

3つ目、降雨強度及び流出係数の設定根拠を詳述し、必要に応じて予測の見直しを行うことということで、降雨強度及び流出係数の設定根拠を記載いたしましたというものでございます。

続きまして、地形・地質。審査意見書といたしましては、採掘斜面の規模を明らかにし、安定性を確保する方策について具体的に記述するというものでございます。評価書に反映した内容としては、岩質に応じた傾斜の調整を行い、斜面の崩壊を防止することを記述いたしました。

続きまして、水循環でございます。残留緑地の確保と地下水の涵養能保全の程度について、わかりやすく記述することというものに関しては、地下水涵養保全の程度について表で整理し、記述を追記いたしましたというものでございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。生物・生態系について、審査意見書の内容でございます。絶滅危惧種のモニタリング調査を行うなど、特段の注意を図ることというものに対しましては、注目される植物、猛禽類の事後調査の実施について、環境保全措置に追記したというものでございます。

2点目、注目される植物の移植の管理について具体的に記述することについては、下刈りや水やりなど、移植の管理について予測及び環境保全措置に追記いたしましたというものでございます。

3つ目、表土の保管方法を具体的に記述することについては、保管方法について、流出防止のためのシートをかけるなど、保管をすることを環境保全措置に追記いたしました。

4つ目、残留緑地について、管理の方法と工程を説明することについては、林相転換の管理方法と工程について、東京都の森林事務所の指導に基づいてやるということを追記いたしました。

最後に温室効果ガスでございますが、緑地面積の推移と二酸化炭素の固定量の関係などを具体的に記述することに対しては、固定量、吸収量の程度について、調査、予測、評価を行い、それについて追記いたしましたというものでございます。

以上でございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の15ページをごらんください。こちらは、「西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業」の審査意見書と評価書との関連でございます。

騒音・振動の1つ目の意見は、高さ方向の鉄道の騒音の予測が一部の地点で現況値を上回っておりましたので、そのようなことから、より一層の騒音低減対策を図ることを求めるものでございます。対応といたしましては、遮音壁に吸音パネルを取りつけることなどを検討することを追記しております。

騒音・振動の2つ目の意見は、振動対策として行う路盤改良等の場所などを記載するよう求める意見でございます。この対応といたしましては、振動の対策を行う区間と、その効果を追記しております。

あと、史跡・文化財の意見は、埋蔵文化財の存在の可能性のある土地の範囲等、可能な限り示すよう求めるものでございまして、対応といたしましては、東山道武蔵路等の位置を図示するとともに、工事の着手前に関係機関と協議し、適切な対応を図るということを追記しております。

以上です。

上田アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料16ページをごらんいただきたいと思っております。事後調査報告書でございます。事業名は「業平橋押上地区再開発事業」というものでございまして、東京スカイツリーと関連の商業施設の建設でございます。答申は平成20年2月27日、受理が本年8月10日でございます。634メートルの電波塔の建設に係る工事の施行中その3、平成23年度分になるものでございます。調査項目は地盤、廃棄物、その他となっております。

地盤についてでございますが、平成18年の11月から実施している調査結果では、大幅な水位の低下は見られなかったというものでございます。累積変動量も予測結果を下回っております。

続きまして、廃棄物でございます。既設建築物の解体に伴う廃棄物及び建設発生土については、おおむね予測と同程度でございました。しかしながら、建設汚泥及び建設廃棄物について、予測結果を大きく上回ることになりましたが、これは建設発生土の一部に汚泥の性状を呈したものが発生したことなどによるもので、適切に処理・処分をしたとしてございます。

苦情の有無でございますが、騒音・振動に関する苦情が10件、電波障害に関する苦情が1件ございましたが、適切に対応してございます。

続きまして、お隣の17ページ、「一般国道16号横浜町田立体建設事業」でございます。答申日は平成13年3月29日、受理日が本年8月16日でございます。これは道路の新設ということで、横浜市緑区と町田市鶴間間の1.8キロの4車線道路でございます。供用は平成28年度の予定でございまして、今回は工事の施行中その7、平成23年度分が提出されてございます。調査項目は騒音と振動でございます。

騒音については、工種ごとの最大値は予測値を上回ったが、全ての工種において指定建設作業に係る勧告基準値（80デシベル）は下回っております。このことは、調査地点の暗騒

音が高かったことが推測できるとしてございます。

続きまして、お隣の18ページをお開きいただきたいと思います。振動でございます。事後調査結果の工種ごとの最大値は、評価書の予測結果と事後調査結果とを比較すると、0～16デシベル下回ってございます。

苦情についてはございませんでした。

お隣の19ページをごらんいただきたいと思います。「ふじみ新ごみ処理施設整備事業」でございます。答申をいただいた日は平成21年10月10日、受理日が本年9月11日でございます。事業の種類は廃棄物処理施設の設置でございます。これは調布市深大寺にございます清掃工場の建設でございますが、三鷹市役所のすぐ南側という状況でございます。今回は工事の施行中その2ということで、平成23年度分の事後調査報告が提出されてございます。調査項目については、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環となっております。

大気汚染でございますが、建設機械の稼働に伴う大気中の浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度でございますが、予測結果及び環境基準を下回ったとしてございます。

2つ目として、工事用車両の走行に伴う大気中の浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の濃度でございますが、評価の指標とした環境基準をこれも下回ってございます。

続きまして、騒音・振動でございますが、建設作業の騒音については、指定建設作業の騒音の勧告基準（80デシベル）を下回ったとしてございます。

道路交通の騒音でございますが、環境基準値（昼間70デシベル）を下回ってございます。

続きまして、道路交通振動でございますが、指定建設作業振動の勧告基準値（70デシベル）を下回ってございます。

続きまして、20ページでございます。土壌汚染でございますが、東京都土壌汚染対策指針に定める定量下限値を調査の結果は下回ってございます。本事業地において処理が必要な汚染土壌はございませんでした。

続きまして、地盤でございます。地盤高の大きな変動は見られていないということで、地盤沈下は生じていないというものでございます。

続きまして、地盤の変形の範囲と程度でございますが、目視による確認の結果、地盤の変形は確認されておりません。

水循環でございますが、調査の結果は、地下水位に著しい低下は生じていないというものでございます。

苦情についてはございませんでした。

宗野アセスメント担当課長 それでは、続きまして、本日の資料の21ページをごらんください。21ページから、この案件を含めまして5件は道路の事業の事後調査でございます。これまでも指摘がございましたけれども、この5件につきましては、いずれも、本来提出すべき時期から大幅におくれて提出されたものでございます。事業者には提出を早くするよう、これまでも催促しておったわけですが、結果的に相当おくれて提出されたこととなります。申しわけございません。それでは、内容の説明をさせていただきます。

21ページは是政橋と関連道路の建設事業でございます。この案件は平成3年に答申をいただいた案件でございます。府中街道が多摩川を横断する部分の事業、約1キロメートルを整備するものでございます。

調査の内容でございますけれども、建設機械の騒音に関しましては、橋台と橋脚工の鉄筋の工事などにおいて予測値を8～10デシベルほど上回っておりました。原因といたしましては、近接していろいろな工事をやっておったものですから、別の工事における建設機械の稼働音が影響したこと、また、建設機械の稼働位置が予測よりも近接していたことによるものとしております。

また、建設機械の振動に関しましては、事後調査結果は予測結果と同程度、または下回っていたということです。

苦情はございませんでした。

22ページをごらんください。こちらの案件は西東京の都市計画道路3・2・6号の建設事業でございます。平成10年に答申いただいた案件でございます。埼玉県境から南側に向けて3.9キロメートルの道路を整備するものでございます。調査の時期は平成19年度の内容でございます。大変おくれておるわけですが、平成19年度の調査の結果でございます。

橋台工の鉄筋の工事などの事後調査結果において予測値を14デシベルから18デシベルほど、ここは下回っていたということでございます。この原因でございますけれども、予測では見えていなかった仮囲いを実際の工事では設置したこと、また建設機械を小型のもので施工したことなどによるものと考えられるということでございます。

また、建設機械の振動に関しましては、舗装の取り壊しの工事において事後調査結果が予測値を9デシベルほど上回っていたということでございます。この原因は、建設機械の稼働位置が予測時よりも測定地点に近接していたことなどによるものとしております。

また、23ページをごらんください。23ページは、先ほどの22ページの案件と同じでありまして、調査時期が平成20年度分の調査ということでございます。

建設機械の騒音に関しましては、橋梁部の既存構造物の撤去工事などにおきまして予測値を18～19デシベルほど下回っておりました。これは予測時に見ていなかった仮囲いを設置したこと、また、建設機械の稼働位置が敷地境界から離れていたことなどによるものということでございます。

建設機械の振動に関しましては、幾つかの工種がございましたが、各工種とも予測値を15デシベルほど下回っておりました。その原因は、建設機械の稼働位置が敷地境界から離れていたことや、建設機械を小型のものを使用したことなどによるものでございます。

24ページをごらんください。24ページは、先ほどの案件の南側になりますけれども、同じ3・2・6号線ですが、三鷹都市計画道路の3・2・6号と呼んでいる事業の事後調査報告でございます。平成12年に答申をいただいたもので、3.1キロメートルを整備する事業でございます。こちらについても、実際の調査時期が平成19年度のものでございます。

建設機械の騒音と振動に関しましてまとめておりますけれども、いずれの事後調査結果とも予測を下回っていたということでございます。

また、25ページをごらんください。25ページは、24ページと同じ案件の21年度に調査した結果の報告でございます。

建設機械の騒音に関しましては、事後調査結果は予測値を全て下回っていた。

また、建設機械の振動に関しましては、土工の事後調査結果が予測値を9デシベルほど上回っておりました。原因でございますが、予測は、この土工について、バックホーの掘削のみを見ておったわけですけれども、実際の施行では、掘削後、振動ローラーで整地をしております、その振動ローラーの稼働部分が上回った原因ということでございます。

26ページをごらんください。26ページは、大手町の1-6開発事業という高層建築物の新築の事業の事後調査報告書でございます。平成19年に答申をいただいた案件でございます、延べ床約20万平米、高さ約200メートルの高層建築物の建設でございます。

大気汚染に関してですけれども、このまとめた紙には記載しておりませんけれども、測定の地点が風向の関係から、本来、南側に設置したほうがよいわけですけれども、事業の場内の配置の関係から、測定機器を南側に置くことができなかったということで、北側で測定を行ったということでございます。この案件では、評価書の段階で敷地の北側でも予測を行っておりましたので、ここでは、今回は北側で予測したものと事後調査の結果を比較をしたもので記載をしております。建設機械と工事用車両のものをまとめておりますけれども、いずれも予測を下回ったということでございます。

あと、騒音と振動の部分でございますが、まず建設機械の振動に関して、事後調査結果が予測値を大きく下回っておりますけれども、この原因は、予測ではジャイアントブレーカーという大きな機械を使う予定でしたけれども、それを使わないで、実際は小さな機械を使って施行したことが原因ということでございます。

あと、27ページは工事用車両の騒音と振動でございますけれども、振動に関して、一部の地点で予測を5デシベルほど上回っておりました。原因は、周辺で地下鉄の工事や複数の開発が行われていたことの影響を受けたものではないかと考えられるということでございます。

事後調査に関しては以上でございますが、通常、変更届も含めまして一通り説明させていただいておりますけれども、ちょっと案件が多いものですから、ここまでのところで一たん、何か御質問なりあれば、お願いいたします。

小島審議会会長 わかりました。ということですので、何か御質問等ありましたら、どうぞ。

山本第二部会長 騒音と振動はすごく多くて、予測したのと、事後調査して測った数字の乖離がかなり大きいのがたくさんあって、それなりに理由が付してあるということで、それはよくわかりました。事後調査の目的というのは、事業者が設定した保全目標を達成しているのかどうかをチェックしていくということなので、大きく上回ると公害問題になってしまうから、それはちゃんと注意しないといけないと思うのですけれども、設定した目標よりも低くなっているということは、それなりに使った機械を考慮したであるとか、そういうことの結果であるでしょうし、幾つか書かれていましたけれども、建設工事のときに仮囲いを、予測のときは入れていなかったけれども、入れたと、実際にはそういう対策をしたということで低くなったということが書いてあるので、それなりに理由はちゃんと記されているのかなということで理解しました。

19ページの一番下が、多分、コピー&ペーストの間違いだろうと思うのですけれども、道路交通振動というのがあって、4行目のところに「確保条例に定める指定建設作業振動の勧告基準を下回った」と書いてあるのですけれども、これは道路交通振動なので、全く別のものですから、ここは訂正してください。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

羽染委員 16ページの業平橋押上地区の廃棄物の予測結果と実際の排出量の結果が下のほうに記載されているのですけれども、これを見ると、建設汚泥が2万1,000トン、それから、

建設廃棄物が6,830トンという予測をしたのだけれども、実際出たのは、建設汚泥が10万トンで、建設廃棄物は2万5,000トンというような数字だと思うのです。建設汚泥の予測というのは非常に難しく、原単位とかをどういうふうにとるかによってかなり差が出るというのはわかるのですが、建設廃棄物に関して、なぜ量の予測が3~4倍違っているのかわからないので、この辺、事業者に聞いていただいて、原因も余りはっきり書いていないので、予測のときにどういう資料を使って予測して、実際はなぜ4倍も出たのかというところを確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございます。

事務局から何かコメントございますか。

上田アセスメント担当課長 そこにもちょっとあるように、逆打工法を採用したとか、仮設床のコンクリート打設が多量になったという記載はありますけれども、さらに細かいものを調べさせまして御報告させていただきたいと思います。工事は既に建ち上がってしまって、終わってしまっているものですから。

羽染委員 今後のために。建設汚泥の予測が難しいというのはわかるのですが、建設廃棄物、既存の廃棄物を解体する予測が、解体する予測が、あるいは新築の工事からどのくらい出るかというのが、そんなに量が3倍、4倍違うのかなというのがちょっと、どんな資料を使って予測したのかなというのが疑問に思いましたので、よろしく願いいたします。

小島審議会会長 ありがとうございます。では、事務局のほうで対応をよろしく願いします。

ほかにお気づきの点、ございますか。どうぞ。

柳第一部会長 手続なことで注意を喚起しておいていただければと思いますが、東京都の事業の道路案件で、事後調査手続の工事中の案件について、調査後、本来だと、基準に基づけば、終了後30日程度で出すとかいうことは一応、決まっていますので、それをちゃんと遵守するように事業者にきちり言っておかないと、民間事業のほうだけ厳しくて、東京都の事業については甘いのではないかと外から批判されることも十分考えられることですので、これは審議会ですでにちゃんとやらないと、事務担当からいろいろ言っても、なかなか言うことを聞かないということもあるでしょうから、この席で言っておきます。よろしく対応をお願いいたします。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

これについて、何かコメントございますか。どうぞ。

山下委員 法律担当の委員として、ただいまの第一部会長の御意見に対して賛同いたします。東京都の事業かどうかということよりも、道路に関しては、都民の方の騒音・振動、大気汚染等に関する御関心もかねて高いところから、特に工事施行中の事後調査については速やかなモニタリングと結果の報告を強く求めるものでございます。よろしく申し上げます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかに。どうぞ。

中杉委員 成木開発株式会社の水質汚濁のところなのですが、降雨強度についてというので、これは現況調査の降雨強度でやったら、現況の濃度が30で、予測では31くらい、これは全体の後背地の山からの部分と、その対象部分の出るものとの比率でこうなったのだろうと思うので、これ自体、どう評価するかなのですが、1.1ミリグラム/リットル程度の上昇だから軽微と見るのか、比率として何%くらい上昇して軽微と見るのか、そこら辺の話があると思うのです。

もう一つは、降雨強度という形になると、今は時間100ミリ程度の降雨というのは、ざらにということ言い方が悪いですが、かなり起こるわけですね。100ミリ程度のときも、比率で見ると余り変わらないのかもしれない。ただ、調整池みたいな施設は規模の大きさがあるので、降雨が多いときは、そこから、十分沈降しない場合に流れてしまう。そういうところも少し配慮して考えていかなければいけないので、余り極端に降雨の高いときにそこまで配慮して全部やるというのは無理だろうと思いますけれども、その点も少し工夫をしてもらおう。ここに書いてある程度のことなのかなと思いますけれども、評価としては仕方がないのかなと思いつつ、そういう場面でも軽微と言えるかどうかというのはちょっと難しいのかなと思います。ただ、実質的には仕方がないことなのかなと、異常降雨みたいなときに全部対応できるような設備を設けるということになると、非常に過大な設備になるということがありますので、ある意味では受け入れざるを得ないかなと思いますけれども、そんな感じを持ちました。

小島審議会会長 ありがとうございます。

これについて、何か事務局のほうで説明ございますか。

上田アセスメント担当課長 中杉委員からもございましたとおり、敷地にも限りがございますので、あらゆる強度に対応するような沈砂池なりをつくるというのはなかなか難しいところもございますけれども、すぐ隣の成木川に雨水を沈殿させた表面水を排出するということで、住民もいらっしゃいますので、その辺、今後もうちょっとモニタリングを強化するなど、

報告を求め、指導していきたいと思っております。

小島審議会会長 この間、私も現地を見せていただいたのですが、あそこはかなり掘り込んであって、だから、大量の雨に対しては、施設を水没してでもためておいて、それからシクナーのほうに回すのでという話を承っていたのですが、今の100ミリ云々のゲリラ豪雨に対してそれが満たされているのか、確認していないので、それも含めて確認していただくようお願いいたします。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。どうぞ。

木村委員 大手町の事後報告書ですけれども、事務局からの報告もあったように、大気汚染の事後の観測が、観測期間が短いということもあったのでしょうけれども、主風向に対して、やはり風上ではかっているというところがあります。そういう事後調査というのは過去にもかなりあって、やはり風上ではかったのでは調査になっていないと言われても仕方がないと思います。

今回、ふじみの場合だと、その辺、よく配慮して、一応、風上ではかっているのですけれども、観測しなければならぬ期間が比較的短いということで、主風向、あるいは実際、風上ではかっているのかどうかということを事業者にかなり注意して観測をしてもらいたいと思います。そういったことが事後報告のシステムの中でうまく伝えることができるのか、あるいは伝わっているのかどうか、その辺について、ちょっとお聞きしたいと思います。

宗野アセスメント担当課長 木村先生から、このようなことが過去に幾つもあった、言っているのだけれども、そういうものが一向に直らないということの指摘だと思いますけれども、我々のほうでも、案件で、事後調査は、対応しているコンサルですとか、そういうところは、一回あったらそれきりというのではなくて、幾つかの事業者に限られていると思っていますので、審議会の中でも、そういうことが何度も何度も指摘されていて、わかりやすい話ですから、そういうことでやらないと、やったからいいというのではなくて、調査の意味がないということになるのだということで、それは口酸っぱく言っているところなのですけれども、そのことをまた継続して、だんだんわかってきているのだと思いますので、ここは継続して、もう少し粘って、そういう形に直していくように、事業者の指導を続けていきたいと思っています。

木村委員 1件1件伝えるということで大変だと思うのですが、大事なことなので、ぜひお願いします。改善されつつあるというふうに期待したいと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにございますか。

それでは、続きの御説明をよろしく申し上げます。

上田アセスメント担当課長 それでは、変更届、28ページから御説明させていただきます。

「都営辰巳一丁目団地建替事業」でございまして、これは調査計画書が23年7月に出されておりました、その段階の変更というものでございます。都営団地の改築ということになります。場所が江東区辰巳一丁目、住宅棟数が、当初は12棟だったものが15棟、工事期間が平成24年度からのものが平成25年度、供用開始予定が平成27年度からのものが平成28年度からということで、変更内容がそこにございます。

変更の理由でございすけれども、バリアフリー化や、高齢者施設の床面積を広くとるといような住環境への配慮とか、北側隣接地域への日影等の影響を配慮して、建物全体をちょっと南側に位置を移すような配置計画の見直しなどを行っております。

環境影響評価項目の再評価に対する結果でございすが、事業計画変更後における予測評価は、知事意見書を踏まえて、環境影響評価書案で示してまいりたいと思っております。

続きまして、29ページ「東北縦貫線（東京駅～上野駅間）整備事業」でございす。これは19年に答申をいただきまして、本年8月8日に変更届を受理してございす。東京駅と上野駅の間3.8キロを、新幹線の上をまたぐなど、高崎線と東海道線をつなぐ事業を今、行っております。

変更の理由は、東日本大震災の影響によりまして東北新幹線の復旧を優先したことによって工事が中断したということで、その期間の工事を延長するというものでございまして、当初5年2カ月のものが6年2カ月に、1年間工期が延びるというものでございす。

環境影響評価項目の再評価の結果でございすが、工期が1年延びるということでございすが、規模や作業内容に変更がないため、予測評価の見直しは行わないというものでございす。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと思ひます。「東京港国際海上コンテナターミナル整備事業」でございす。23年の9月に答申をいただきまして、24年9月4日に受理してございす。これは埠頭の新設でございすが、本事業と関連事業と分かれてございす。環境影響評価は関連事業も含めてトータルで見ているというものでございすが、大水深コンテナ埠頭の整備事業に係る変更でございす。

東日本大震災による類似施設の被災状況を見たところ、道路施設の被災状況が非常に激しくて、バース及びガントリークレーンの耐震安全性をさらに向上させるということと、岸壁

工事の地盤改良範囲を変更するというものでございます。あわせて、関連事業である外航コンテナ船の入出港の航路及び泊地について、より安全な入出港動線の確保のためにしゅんせつ範囲を拡大するというものでございます。本事業につきましては、変更前が1万6,000平方メートル、地盤改良工事の範囲が1万6,000平方メートルでございましたが、変更後は3万2,000平方メートル、関連事業としまして、しゅんせつの区域が52ヘクタールから96ヘクタールへふえてございます。

環境影響項目の再評価(見直し)結果でございますが、環境影響評価項目、全6項目のうち、4項目について、予測評価の見直しを行いました。

大気汚染については、二酸化窒素浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の予測値は、船舶等の稼働台数がピークのときに若干増加をするけれども、変更前と同程度であり、評価の結論は変わらないというものでございます。

2つ目として、水質汚濁でございますが、しゅんせつ範囲が広がるために、改めて予測評価を行ったところ、変更後における工事地点からの濁りの格差の範囲は変更前と同程度でございまして、水質汚濁の影響を最小限にとどめるように、汚濁防止膜などの環境保全措置を講じることから、評価の結論は変わらないというものでございます。

続きまして、31ページ、生物・生態系でございますが、当該水域は底生生物相が貧弱でございまして、事業区域には水生生物の生息に適した浅場は見られず、施工に当たっては、汚濁防止膜や密閉式グラブの採用により環境保全のための措置を講じることから、影響は変更前と同程度となり、評価の結論は変わらないというものでございます。

廃棄物でございますが、しゅんせつの拡大によりまして排出量はふえますが、埋立用材として活用するなど、「東京都建設発生土リサイクル推進計画」の目標を達成するというところで、評価の結論は変わらないとしてございます。

お手元に「事業計画の変更について - 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業」というものがあると思いますが、11ページをごらんいただきたいと思います。そこに今回の変更の概要が図で示されてございます。赤い枠で囲まれたところが本体事業でございまして、青で示した地盤改良の範囲が少し広がっているというものでございます。しゅんせつ範囲がこちらのほうに広がりますけれども、近年は大型コンテナ船が入ってくるということで、当初計画したときよりも船の向きを変える回旋と、あとは泊地が大型のものが必要だということで、16メートルの水深範囲を拡大するというものでございます。隣に第1航路がございまして、第1航路が既に水深16メートルということで、第1航路と本事業の海底の水深が合うというこ

とで、航路の安全性の確保もこれでできるということになってございます。

以上でございます。

もう一つございました。32ページ、「東日本旅客鉄道南武線（稲田堤・府中本町線）連続立体交差事業」でございます。これは平成3年に答申いただきまして、受理が24年9月6日でございます。事業延長4.3キロの南武線の立体交差事業ですが、用地の取得に一部大幅におくれが生じまして、工程を見直しするというものでございます。変更前は平成22年度の供用開始予定が平成27年度に延びるということでございます。

工事の内容に変更がないということで、予測評価の見直しは行わない。それから、ルート、構造などに変更がないことから、これも予測評価の見直しは行わないというものでございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、続きまして、33ページをごらんください。こちらの案件を含めまして3件の変更届は、先ほど事後調査報告をいたしました案件の変更届でございます。

1つ目は、是政橋、府中街道が多摩川を渡る部分の建設事業でございますけれども、この事業の南側の稲城市が施工している区画整理の事業がこの事業と関連いたしておりまして、その関連する事業と並行して事業を進めておるわけですが、区画整理事業のおくれもありまして、工事期間を変更するというものでございます。当初、22年度までであったものを、26年度まで延長するというものでございます。

ページの下の方の再評価に関してでございますけれども、工事内容や条件については変更がございませんので、予測評価の見直しは行っておりません。

34ページをごらんください。西東京の都市計画道路3・2・6号の建設事業の変更届でございます。こちらに関しましては、用地の取得がおくれているといったことから、当初、22年度までの工事期間であったものを、26年度までに変更するというものでございます。

再評価に関してですけれども、こちらも工事の内容や予測の条件には変更がございませんので、予測評価の見直しは行っておりません。

35ページをごらんください。三鷹の都市計画道路3・2・6号の建設事業の変更届でございます。こちらにつきましても、用地の取得のおくれの関係から工事期間等を変更するというものでございます。

再評価の関係については、工事の内容、予測条件は、こちらに変更ございませんので、予測評価の見直しは行っておりません。

36ページをごらんください。「京成電鉄押上線（押上駅～八広駅間）立体交差事業」の変更届でございます。平成9年に答申をいただいた鉄道の改良の事業でございます。1.7キロの区間を整備する事業です。

変更の理由でございますように、この事業と違う鉄道事業者、東武亀戸線との隣接の施行がございまして、その協議に予定したより時間がかかったということと、あと、沿線の住民の要望で夜間工事が思ったとおりできなかったということから、工事期間を変更するというものでございます。

再評価に関しては、こちらについても、工事の内容や予測条件には変更はないということで、予測評価の見直しは行っておりません。

37ページは「都営村山団地建替事業」の変更届でございます。平成10年に答申をいただいた案件でございます。約48ヘクタールの敷地の建てかえの事業でございます。この事業につきましては、区域の面積が非常に広いものですから、アセスの手続については段階的に行っているというものでございます。

変更の内容でございますけれども、下の表にまとめております。として、第4期の区域につきましては、変更前17棟を予定していたものを、居住の実態ですとか、世帯構成の変化を踏まえまして、棟数や戸数を変えるということでございます。あと、第5期の区域につきましては、土地利用計画の見直しによりまして除却だけを行うということでございます。あと、

といたしましては、除却区域の追加とございますが、建てかえを順次進めておるわけですが、現在お住まいの方は、新しいものが建つと、そこへ移っていただくような形で順々に建てかえを進めておるわけですが、空き家になっている住棟が幾つかございまして、そういうブロックがございまして、地元市から、老朽化した住宅が長期間放置されることは、空き家状態であることは望ましくないということで、この事業の中で除却を求められている関係から、除却だけを行うということでございます。あと、4番目といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、居住者の移転を順々に進めながら事業を行っておるわけですが、居住者の移転のおくれなどがございまして、工事期間を延長するというものでございます。

評価の見直しに関してですけれども、5項目に関して予測評価の見直しを行ったということです。その結果、いずれの項目の改めて行った予測結果とも、変更前の予測結果と比較して、同程度、または小さいということで、評価の結論は変わらないということでございます。

変更届に関しては以上でございます。変更届は一応、全て説明しましたので、変更届に関

して何か御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

小島審議会会長 ということで、この変更届9件ですか、御説明いただきました。これについて何かございましたら、どうぞ。

中杉委員 変更届自体はこれで結構だと思うのですが、国際ターミナルで、しゅんせつ土がふえるということで、リサイクルをやるということで、埋立用材として活用する。ただ、海底のしゅんせつ土ですので、品質をちゃんと管理をしていただく必要があるだろうと思います。そこは事業者伝えていただければと思います。

小島審議会会長 どうぞ。

谷川委員 今の中杉委員と関連してなのですけれども、こちらは相当ふえる量になりますので、利用先としては、新海面の埋立柱と、それから、東京湾の海底の埋め立てに使うというふうにならなっていたと思うのですけれども、その辺の受入態勢というのは十分なのかどうかという御確認をしていただきたいと思っております。

あと、もう一点、廃棄物関連なのですけれども、都営村山団地の建てかえのときには、そもそもこの場合は、解体の建物の影響評価が入っていたのかどうかということをお伺いしたいと思います。

小島審議会会長 では、事務局のほうで、どうぞ。

宗野アセスメント担当課長 この案件は、平成10年に答申をいただいた案件でありまして、その時代の手続では、廃棄物の項目がございませんでしたので、この案件では廃棄物自身の予測評価というものはしておりません。今回のものでも、そのこと自身の数字は出しておりませんが、適切に、当然、処理する必要がございますので、再利用や処理をする必要がありますので、その点、事業者のほうに指導したいと思います。

谷川委員 今の件ですけれども、ちょっと教えていただきたいのですけれども、当時の評価を受けたものの変更ということなので、評価項目は過去のままだという理解でよろしいのでしょうか。

小川環境都市づくり課長 条例の仕組み上はそういう整理で、ただ、廃棄物の御懸念については、事務局から事業者へ伝えるという整理をさせていただければと思います。

小島審議会会長 そういう対処でよろしゅうございますか。では、事務局のほうでよろしくをお願いします。

どうぞ。

上田アセスメント担当課長 先ほどの東京湾のコンテナターミナルの中杉委員、谷川委員

からの御指摘でございます土の性状等についてでございますが、水底土砂に関する判定基準に基づいて調べておりますけれども、現状でも問題ないという値になっております。さらにそれを主に東京湾内の埋め立てに主に活用するというところでございますが、それについてもしっかり土の性状等については調査させた上で、影響のないようにやるように指導をしていきたいと思っております。

あと、もう一点、埋立先の確保は十分にできているのかということでございますが、これは事業者から聴いたところ、当初の東京湾内で確保はできていると聞いてございます。

小島審議会会長 どうぞ。

中杉委員 今回のことに関連してですが、水底土砂の基準というのは廃棄物と同等の基準で考えていて、今度、埋立用材として使うということになると、土対法の指定基準がかかってきますので、少し数字が違いますから、持って行って利用したところが、今度は土壤汚染と判定をされてしまうことがあるので、そこは十分注意をしていただく必要があると思います。

小島審議会会長 御指摘ありがとうございました。

何かございますか。

上田アセスメント担当課長 では、その点についても十分注意してやるようということで指導してまいります。

小島審議会会長 よろしくをお願いします。

ほかに何かお気づきの点ございましたら、どうぞ。

平手委員 都営辰巳一丁目団地建替事業ですが、新設で、受理日が8月6日で、変更届になって、答申日はないわけですね。これはどういう案件なのですか。どういう状態になっているのでしょうか。

上田アセスメント担当課長 これは調査計画書が提出された段階のものでございまして、順調であれば、今後、評価書案が提出されるというものなのですが、評価書案が提出される前に、地元から、裏の民間マンションの日影の問題等がありまして、既に計画の一部を見直したというものでございます。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。という事情だそうでございますが、ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にほかに御発言ないようでございますので、受理関係について、これで終わりたいと思います。

そのほか、全般につきまして、何か委員のほうから御質問とかコメントありましたら、ど

うぞ。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、特にないようでございます。これをもちまして本日の審議を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前11時40分閉会)